

税金・保険料の滞納を減らす取り組み!!

大山町では、納付本来の姿である自主納付の推進に努めています。

多くの皆さんは期限内に自主納付を励行していただいているところですが、一部では自主納付をしていただけない方もおられます。自主納付を行わないと滞納処分（財産の差押えなど）されることがあります。

ここでは、滞納処分までの流れをお知らせします。



賦
課
か

各税金などには、法令で定められた基準日において税金などが賦課（税額などを決めること）されます。



自
主
納
税

●自主納付とは？

納付される皆さんのが定められた期限（納期限）までに自主的に納付していただくことを「自主納付」といいます。

町民の皆さんのが自主納付を励行されることで、税金など負担の公平が確保されます。

また、督促状の発送や滞納整理事務に要する経費の縮減につながりますので、納めていただいた大切な税金などを、町民の皆さんのためにより有効に活用することができます。

●もし自主納付を怠ると？

税金などを滞納すると、納期限までに納めていた方との公平性を保つため、本来の税金などのほかに延滞金も納めていただくことになります。納期限を過ぎても長い間納付しない場合、思わず高額な延滞金になることもあります。

このほか、督促状などにより納付を促しても自主納付されない場合には、やむを得ず滞納処分があります。

●自主納付ができない事情があるときは？

自主納付ができない事情のある方は、絶対にそのまま放置しないで下さい。

徴収の猶予、納期限の延長、税金などの減免などが認められる場合がありますので、早めに役場税務課にご相談ください。

納付期限からおおむね 20 日を過ぎると督促状が送付されますが、この督促状に定める納付期限を過ぎてもなお納付いただけない場合には、滞納処分を受けることがあります。

●滞納処分（財産の差押え）とは？

滞納処分（財産の差押）とは、滞納者の資産・財産などを差押えし、公売などにより換金化して滞納のある税金・保険料に充てることをいいます。

このほか滞納処分とは別に、国民健康保険税・介護保険料を滞納されると、滞納期間に応じて国民健康保険税の場合は保険証の有効期間が短縮または資格者証（10割負担）に、介護保険料の場合はサービス利用時の負担割合が10割や3割に変更されることになります。

滞
納
処
分